

厚沢部町端末整備・更新計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年
① 児童生徒数	217	206	203	191	191
② 予備機を含整備 上限台数	0	242	0	0	0
③ 整備台数（予備 機除く）	0	210	0	0	0
④ ③のうち、基金 事業によるもの	0	210	0	0	0
⑤ 累積更新率	0 %	100 %	100 %	100 %	100 %
⑥ 予備機整備台数	0	32	0	0	0
⑦ ⑥のうち、基金 事業によるもの	0	32	0	0	0
⑧ 予備機整備率	0 %	100 %	100 %	100 %	100 %

※①～⑧は未到来年度等にあつては推定値を記入する。

（端末の整備・更新の考え方）

令和 2 年度に整備した学習者用端末は、令和 7 年度で導入から 5 年経過し、令和 6 年度末の時点でも画面割れ、キーボードの破損、ハードディスクの破損等が 1 割程度発生している。さらに今後の活用継続において故障や動作不良のリスクが高まることが見込まれる。そこで、既存端末の一部を再活用（リユース）しつつ、令和 7 年度には基金事業により新たに端末を整備し、令和 7 年度以降は予備機も含めて運用体制を強化する。

本町では、今後の児童生徒数の減少傾向も見据えつつ、安定した 1 人 1 台端末環境を維持することを目的として、次の整備戦略をとる。

（更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について）

1 対象台数：247 台（令和 2 年度導入分）

2 処分方法

（1）認定こども園での教育利用（iPad）……30 台

（2）教師用・保護者用研修機として再活用……100 台

（3）厚沢部町職員による処分……117 台

（4）端末データの消去方法……厚沢部町職員が責任を持って実施する。

（スケジュール）

令和 7 年 5 月 入札により事業者の決定

6 月 町議会により、議決を経て事業者と契約

8 月 事業者より端末納入（予定）

納入次第、必要な設定等を行い、設定完了次第、各学校へ配置
リユース機のこども園への引き渡し（iPad 30 台）

9 月以降 リユース機の教師用・保護者用研修機としての再活用（100 台）